宮城県

令和７年度版

身体障害者等に対する自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割の減免申請について

宮城県では、障害がある方で一定の要件に該当する場合に、自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割を減免しています。該当される方は申請期限までに県税事務所（4ページ参照）で申請してください。

なお、軽自動車税種別割については、軽自動車が登録されている市町村の税務担当課までお問い合わせください。

1　対象となる方の範囲

下表に記載されている手帳の交付を受けている方で、「手帳及び障害の区分」欄に応じ、それぞれの「障害の等級別」欄に該当する障害のある方が対象です。下表に〇が記されていない等級の方は対象となりません。

なお、２つ以上の障害が重複する場合については、身体障害者手帳に記載された「総合の等級」により判断します。詳しくは、お近くの県税事務所（４ページ参照）にお問い合わせください。

手帳及び障害の区分			障害の等級別											
			本人運転						生計を一にする家族又は常時介護者が運転					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害		○	○	○	○			○	○	○	○		
	聴覚障害			○	○					○	○			
	平衡機能障害				○						○			
	音声機能又は言語機能障害				○						○			
	上肢不自由		○	○					○	○				
	下肢不自由		○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○			
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○ ※1					○	○ ※1				
		移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※2			
	心臓機能障害		○		○				○		○			
	じん臓機能障害		○		○				○		○			
	呼吸器機能障害		○		○				○		○			
	ぼうこう又は直腸機能障害		○		○				○		○			
	小腸機能障害		○		○				○		○			
	ﾋﾄ免疫不全ｳｲﾙｽによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○			
	肝臓機能障害		○	○	○				○	○	○			
療育手帳			判定が「A」											
精神障害者保健福祉手帳			障害の等級が「１級」											
戦傷病者手帳			県税事務所（４ページ参照）にお問い合わせください。											

※1　一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

※2　一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

2　対象となる自動車

（1）**身体障害者、知的障害者、精神障害者及び戦傷病者（以下、「身体障害者等」という。）が所有（取得）し、**専（もっぱ）ら身体障害者等本人が運転する自動車**（本人運転）**

（2）**身体障害者等が所有（取得）し、**専（もっぱ）ら身体障害者等の通学（通所）、通院又は生業（なりわい）のために、身体障害者等と**生計を一にする**家族の方が運転する自動車**（家族運転）**

（3）**身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有（取得）し、**専（もっぱ）ら身体障害者等の通学（通所）、通院又は生業（なりわい）のために身体障害者等を常時介護する方が運転する自動車**（常時介護者運転）**

◎ 上記(1)及び(2)について、身体障害者が 18 歳未満の場合又は知的障害者・精神障害者の場合（減免対象となる等級は1ページ参照）は、生計を一にする家族が所有（取得）する自動車でも減免が受けられます。

◎ 減免を受けることができる自動車は、身体障害者等一人につき自家用の自動車（軽自動車を含む）1台に限られます。

◎ 割賦販売等により所有権が留保されている場合は、使用者を所有者とみなします。

3　申請の際に持参する書類等

減免を申請する場合は、県税事務所（4ページ参照）に備え付けている「自動車税等減免申請書」のほかに下表の書類を持参してください。

持参する書類等	本人運転	家族運転		常時介護者運転
		同居	非同居	
①　下記手帳のいずれか**（原本）** 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳	○	○	○	○
②　運転する方の運転免許証**（原本又は写し）** **（写しについては免許証の表裏両面が鮮明に写っているもの）**	○	○	○	○
③　自動車検査証**（原本）**又は自動車検査証記録事項**（書面）**	○	○	○	○
④　自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）**（控え）** 軽自動車税（環境性能割）申告書（報告書）**（控え）** **（登録日から 30 日以内の自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免申請時に限る）**	○	○	○	○
⑤「生計を一にしている」証明書 **（申請する年度の４月１日以降に交付され、発行から１か月程度以内のもの）**※1	△※2	○		
⑥　戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）・住民票謄本のいずれか**（原本）** **（3か月程度以内に交付され、身体障害者等と運転者の続柄が分かるもの）**※3			○※3	
⑦　生計を一にしていることを証する書類（健康保険証・源泉徴収票・確定申告書の控え等）※3			○※3	
⑧　申立書（県税事務所（４ページ参照）に備え付けてあります）			○	
⑨　「常時介護している」証明書 **（申請する年度の４月１日以降に交付され、発行から１か月程度以内のもの）**※1				○
⑩　マイナンバーカード※4	△※4	△※4	△※4	△※4

※1　⑤「生計を一にしている」証明書又は⑨「常時介護している」証明書の交付申請先は下表のとおりです。手帳の種類によって申請先が異なりますので、それぞれの窓口で申請し、証明書の交付を受けてください。

手帳の種類	交付申請先
身体障害者手帳 療育手帳	仙台市においては各区の福祉事務所長（障害高齢課）　他の市においては各市の福祉事務所長　町村においては福祉事務所があれば福祉事務所長なければ町村長
精神障害者保健福祉手帳	仙台市においては保健所各支所長　他の市町村においては管轄する県の保健所長
戦傷病者手帳	県保健福祉部社会福祉課長

※2　知的障害者・精神障害者の場合（減免の対象となる等級は1ページ参照）で、生計を一にする家族が所有（取得）する自動車について減免を受ける場合に必要になります。

※3　家族運転（非同居）の場合は、身体障害者等・納税義務者・運転者の続柄や扶養関係等が分かる書類が必要となります。詳しくは県税事務所（4 ページ参照）に御確認ください。

※4　減免を受けようとする自動車を4月1日時点で所有（取得）しており、納期限（納税通知書に記載されている納期限）までに初めて減免を申請する場合は、自動車税等減免申請書に納税義務者の個人番号（マイナンバー）の記入が必要ですので、マイナンバーカードを持参してください。

なお、納期限（納税通知書に記載されている納期限）を過ぎて申請した場合は記入不要です。

代理人が申請する場合は、納税義務者のマイナンバーカードの写し、代理人への委任状、代理人の身元が確認できるものを持参してください。

◎　既にその年度の自動車税種別割を納付されている場合は、減免相当額を還付します。口座振込を希望する方は、納税義務者本人の振込先口座が確認できるものを持参してください。

4　申請期限等

(1) 新たに取得（登録）する自動車の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割

申請窓口：仙台中央県税事務所扇町出張所

（登録時以外で申請する場合は、お近くの県税事務所（4ページ参照）でも申請できます）

自動車の取得（登録）方法	現在減免を受けている自動車（軽自動車を含む）の有無	新たに取得（登録）する自動車に係る減免適用の可否※1		
		環境性能割	種別割	申請期限
新規登録による自動車の取得（新車、中古車）	無　（初めて減免を受ける場合）	減免	減免	運輸支局へ登録した日から30日以内※5
	有 ─ 抹消登録済※2	減免	減免※3	運輸支局へ登録した日から30日以内※5
	有 ─ 名義変更(移転登録等)済※2	減免	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内※5
	有 ─ そのまま	減免の適用なし	減免の適用なし※4	
名義変更（移転登録等）による自動車の取得（上記以外のもの）	無　（初めて減免を受ける場合）	減免	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内※5
	有 ─ 抹消登録済※2	減免	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内※5
	有 ─ 名義変更(移転登録等)済※2	減免	翌年度から減免	運輸支局へ登録した日から30日以内※5
	有 ─ そのまま	減免の適用なし	減免の適用なし	
軽自動車の取得※5	無　（初めて減免を受ける場合）	減免	－	軽自動車協会へ届出した日から30日以内※6
	有 ─ 抹消登録済※2	減免	－	軽自動車協会へ届出した日から30日以内※6
	有 ─ 名義変更(移転登録等)済※2	減免	－	軽自動車協会へ届出した日から30日以内※6
	有 ─ そのまま	減免の適用なし	－	

※1　**新たに自動車を取得（登録）したときに自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割が課税されないときは減免申請できませんので、翌年度の自動車税種別割について下記（2）の①により減免申請をしてください。**

※2　現在減免を受けている自動車がある場合は、新たな自動車を取得（登録）する日までに現在減免を受けている自動車を抹消登録又は名義変更（移転登録等）したことが確認できる書類（登録識別情報等通知書の写しや移転登録した自動車検査証の写し等）が必要となります。

※3　抹消登録した自動車が軽自動車の場合は、自動車税種別割の減免は翌年度からとなりますので、翌年度の4月1日以降に減免申請をしてください。

※4　**新規登録により自動車を取得（登録）した後に、現在減免を受けている自動車（軽自動車を除く）を抹消登録した場合は、抹消登録日以降に減免申請をしてください（ただし、3月は受付できません）。**

※5　登録日に減免要件を満たしている場合の自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割の申請期限は、登録日から30日以内となります。

※6　軽自動車を取得し、軽自動車税環境性能割の減免を受けようとする場合は、軽自動車協会へ届出した日から30日以内に、県税事務所（4ページ参照）へ減免申請が必要となります。

なお、軽自動車税種別割の減免申請の手続きは、軽自動車が登録されている市町村へお問い合わせください。

(2) 4月1日（午前0時）時点で所有している自動車（軽自動車を除く）の自動車税種別割

① 所有する自動車で、初めて自動車税種別割の減免を受ける場合

申請期間：令和7年4月1日から納期限（納税通知書に記載されている納期限）まで

申請窓口：お近くの県税事務所（4ページ参照）

◎　年度の途中に減免の対象に該当することとなった場合や申請期限（納期限）を過ぎている場合は、申請のあった日の翌月から月割で減免となります（ただし、**3月は受付できません**）。

② 令和６年度に引き続き同じ自動車で、自動車税種別割の減免を受ける場合

令和7年4月下旬に申請書類を封書でお送りします。申請事項の変更の有無について確認する内容ですが、**変更がない場合も**同封の**「返信用はがき」**に必要事項を記入の上、回答期限までに管轄の県税事務所（4ページ参照）へ提出するか、**「みやぎ電子申請サービス」**を利用して必要事項を入力し、送信してください。（**令和7年度の回答期限は令和7年6月2日です**）。

ただし、変更内容によっては、改めて減免申請が必要となることがあります。

なお、回答期限までに返信用はがきの提出又は電子申請がない場合は、改めて減免申請が必要となり、申請のあった日の翌月から月割で減免となりますので、忘れずに提出してください。減免申請されない場合は、自動車税種別割を納付していただきます。

③ 令和６年度と違う自動車で、自動車税種別割の減免を受ける場合

令和6年度末までに所有（取得）し、減免申請をしていない自動車で新たに減免を受ける場合は、改めて減免申請が必要となります。申請期間及び申請窓口は、（2）の①（3ページ参照）に同じです。

5　減免上限額

（1）自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

課税標準額　250万円　×　環境性能割の税率※

※1　燃費性能等により、税率は異なります。

※2　課税標準額が250万円以下の場合は、全額減免になります。

（2）自動車税種別割

43，500円※（令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車の場合は、45，000円※ ）

※　グリーン化税制の適用を受ける自動車については、減免の上限額が異なります。

◎　税額が上限額を超える場合は、上限額との差額分を納付していただきます。

6　月割減免

自動車税種別割は、年度の途中で新規登録（新車・中古車）により自動車を取得した場合や新たに身体障害者等に認定（手帳交付）された場合は、申請のあった日の翌月から3月までの月割で減免となります（ただし、3月は受付できません）。登録日に減免要件を満たしている場合は、登録日から30日以内に申請があれば、登録日の翌月から減免となります。

年度の途中に名義変更（移転登録等）により自動車を取得（登録）した場合は、自動車税種別割は翌年度からの課税となりますので、翌年度の4月1日以降に減免申請ができます。

7　県税事務所一覧

大河原県税事務所	〒989-1243　柴田郡大河原町字南 129-1　県合同庁舎 1 階	（0224）53－3113
仙台南県税事務所	〒982-0011　仙台市太白区長町 7-22-20	（022）248－2961
仙台中央県税事務所	〒980-0011　仙台市青葉区上杉 1-2-3　自治会館内 1 階	（022）715－0623
〃　扇町出張所	〒983-0034　仙台市宮城野区扇町 3-3-10　交通会館内 1 階	（022）232－5702
仙台北県税事務所	〒981-8510　仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17　県合同庁舎 3 階	（022）275－9116
塩釜県税事務所	〒985-0024　塩竈市錦町 5-28	（022）365－4191
北部県税事務所	〒989-6117　大崎市古川旭 4-1-1　県合同庁舎 3 階	（0229）91－0705
〃　栗原地域事務所	〒987-2251　栗原市築館藤木 5-1　県合同庁舎 2 階	（0228）22－2123
東部県税事務所	〒986-0850　石巻市あゆみ野 5-7　県合同庁舎 3 階	（0225）95－1413
〃　登米地域事務所	〒987-0511　登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5　県合同庁舎 2 階	（0220）22－6113
気仙沼県税事務所	〒988-0181　気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6　県合同庁舎 1 階	（0226）24－2531

◎　自動車の取得・抹消登録・名義変更（移転登録）等の手続きについては、下記にお問い合わせください。

・東北運輸局宮城運輸支局　〒983-8540 仙台市宮城野区扇町 3-3-15　TEL(050)5540-2011

◎　車いす昇降装置等の構造・設備を有する自動車の減免制度については、県税事務所までお問い合わせください。

減免後に、申請内容に変更（納税義務者や運転者の異動、等級の変更等）があった場合は、改めて減免申請が必要な場合がありますので、お近くの県税事務所まで御連絡ください。